

吉野川市向麻山公園

指定管理者募集要項

令和 8 年 9 月

吉野川市監理課

目 次

1	募集の目的	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	指定管理業務に必要な経費等	3
5	指定の期間	4
6	その他の条件	4
7	応募資格	4
8	応募の方法	5
9	指定管理者の候補者の選定	6
10	協定の締結	6
11	別添書類の一覧	7
12	問合せ先及び応募書類の提出先	7
13	市と指定管理者のリスク分担	8
14	応募書類様式	9～21

1. 募集の目的

向麻山公園（以下「公園」という。）は、市民に交流と憩いの場を提供するとともに、市の活性化を図ることを目的に設置された施設である。

このたび、吉野川市（以下「市」という。）は公園の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年条例第72号。以下「手続条例」という。）及び吉野川市公園条例（平成16年条例第192号。以下「公園条例」という。）第10条の規定に基づき、次により指定管理者を募集する。

2. 施設の概要

(1) 名称	向麻山公園（以下「公園」という。）
(2) 所在地	吉野川市鴨島町上浦字国中643番地2
(3) 施設の概要 (92,003㎡)	施設の内容 ア 遊具広場（複合遊具他） イ 駐車場 ウ 東屋（7カ所） エ 電気器具 オ トイレ（ゆったりトイレ・山頂トイレ） カ 芝生広場（2カ所） キ 園路・遊歩道 ク その他公園に付属する施設 ケ 休園日 なし
施設の見取り図	資料1のとおり

3. 指定管理者が行う業務

(1) 法令等の遵守

指定管理者は公園の管理運営の実施に当たり、次の法令等を遵守しなければならない。

- ア 地方自治法ほか行政関連法規
- イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法規
- ウ 吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例
- エ 吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則
- オ 吉野川市都市公園条例
- カ 吉野川市都市公園条例施行規則
- キ 吉野川市個人情報保護法施行条例
- ク 吉野川市個人情報保護法等施行規則
- ケ 吉野川市情報公開条例（以下「公開条例」という。）
- コ 吉野川市情報公開条例施行規則
- サ 消防法、消防及び防火管理に関連する法令等
- シ 浄化槽法及び排水処理等に関連する法令等
- ス その他本施設を管理運営するための業務に関連する全ての法令等

(2) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる公園の管理業務を行うものとする。

- ア 公園内の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
 - ① 施設等の巡視、施設等の保守点検、補修及び清掃、樹木管理、草刈等の管理全般
 - ② 施設・駐車場等の保守警備
- イ その他公園の管理業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの
 - ① 管理業務を実施するために必要な体制の整備
 - ② 個人情報の保護に関する措置
 - ③ 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
 - ④ 事業報告書の作成及び提出
 - ⑤ セルフモニタリング（自己評価等）の実施
 - ⑥ その他管理業務に関する庶務、経理等の事務

(3) 管理の基準

指定管理者は、次により、公園の管理業務を適切に行うものとする。

ア 基本方針

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり市民が広く利用する公の施設としての公園の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な施設としての環境づくり及び公園の利用の促進をめざすとともに、公園の施設等について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

イ 基本的事項

- ① 公園の開閉時間及び休園日は原則として設けない。ただし、指定管理者は公園の管理上必要な範囲で市長と協議の上変更することができる。
- ② 指定管理者は、公園の管理上支障があると認められる場合は、施設等の利用を取消し、利用を制限し、若しくは停止し、公園の入園を禁止を命ずることができる。
- ③ 公園の利用にあたり許可が必要なもの（都市公園条例第3条に規定する行為の制限事項に係るもの）については、市が許可を行う。

ウ 個人情報保護・情報公開について

- ① 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- ② 指定管理者は、公開条例第26条の2の規定に基づき、当該施設の管理業務に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

エ 管理業務の体制に関する事項

- ① 指定管理者は、公園の管理業務に従事させる職員（以下「職員」という。）の雇用のほか、公園の管理業務に必要な体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理業務を効率的に行うための業務形態に合った適正な人数の職員を配置しなければならない。なお、職員のうちから管理責任者1人を置くものとする。
- ② 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員の異動を生じた場合も同様とする。
- ③ 指定管理者は、職員に対して管理業務の遂行に必要な研修を実施すること。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、訓練すること。
- ④ 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について市と協議しなければならない。
- ⑤ 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、すべての責任をもつこととし、理由のいかんを問わず、市は何らの責任を負わないものとする。
- ⑥ 指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項及び管理業務の処理に関する事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

オ 指定管理者が行う自主事業

指定管理者が自主事業（指定管理者自らの費用と責任で自主的に行う事業で、指定管理業務でないもの。）を実施する場合は、次に掲げる要件を遵守するとともに、あらかじめその内容を市と協議しなければならない。

- ① 施設の設置目的に合致し、施設の利用促進又は利用者のサービス向上につながる。
- ② 指定管理者が事業の実施及び運営主体になっていること。
- ③ 自主事業は原則として指定管理料により実施するものではなく、指定管理者の費用負担で実施するものであること。
- ④ 自主事業の内容が指定管理業務に支障をきたすものでないと認められること。
- ⑤ 事業実施後の指定管理者による原状復帰が可能であること。
- ⑥ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、事業の実施に伴う責任を指定管理者が負うものであること。

カ 賠償責任保険及び各種保険への加入

- ① 当該施設は、市が全国市有物件災害共済及び全国町村会総合賠償保証保険に加入する。
- ② 指定管理者及びその業務従事者等の故意又は過失により発生した損害について市が第三者に対して賠償した場合、市は指定管理者へその賠償について請求するものとする。
- ③ 指定管理者及びその業務従事者が、故意又は過失により市等に損害を与えた場合は、指定管理者がその賠償の責を負うこと。
- ④ 上記の他、本業務を行うにあたって利用者、第三者又は市が損害を被った場合は、市が責を負うべき場合を除き、指定管理者の責任において賠償すること。
- ⑤ 地方自治法第224条の2第11項にもとづき指定の取り消しを行った場合、市に生じた損害について、指定管理者に損害賠償請求を行う。
- ⑥ 指定管理者は、上記のリスク等に備えて、対応できるような賠償力を確保するため、任意の賠償保険等に参加すること。

キ その他の事項

- ① 指定管理者は、公園内の施設等及び公園にあらかじめ備え付けられた備品（市の所有に係るものに限る。）を、無償で使用するができる。なお、指定管理者が、所有する備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ市に報告し同意を得なければならない。
- ② 指定管理者は、管理業務に係る経費及び収入を法人又は団体の実施する他の事業に関する収入及び支出と完全に区分し、独立した口座で管理し、経理を明確にしなければならない。
- ③ 指定管理者は、手続条例第8条及び同施行規則第4条の規定に基づき、毎年度事業報告書を作成し、市長に提出すること。
- ④ 指定管理者が行う管理業務の全部の処理を第三者に請け負わせ、または委託してはならない。ただし、市長が認める一部の業務については、この限りでない。

4. 指定管理業務に必要な経費等

ア 算出方法

指定管理料は、本施設の管理業務に要する経費から本施設の運営収入見込額を差し引いて募集時に提案された金額に基づき、市と指定管理者が締結する協定書によって定める。

イ 上限額

指定期間の指定管理料の年間の上限額は、3,619,000円（税込）とする。上限額を超えて提案を行った場合は、失格となる。

なお、この上限額については、吉野川市議会の議決により予算の否決又は減額となった場合は、契約の締結を行わない又は減額を行う場合がある。

ウ 指定管理料の支払い

指定管理料の支払時期、支払方法等については、毎年度の業務を開始するまでに、市と指定管理者が協議し、年度協定書に定める。

エ 自主事業収入

指定管理者が市の承認を得て実施する自主事業に係る収入は、指定管理者の収入とすることができる。

オ 指定管理者が負担する経費

指定管理者が行わなければならない管理運営等に伴う人件費（職員の給与、賃金、社会保険料等の費用）、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、手数料、保険料、浄化槽維持管理委託料、警備委託料、高木伐採委託料等の経費が含まれる。

カ 指定管理料等の精算

管理業務を適正に遂行した上で、指定管理者の経営努力によって生じた剰余金については、原則として修繕料（100,000円）と高木伐採委託料（300,000円）を除き、精算による返還を求めない。

また、管理業務に要した経費に対して、指定管理料が不足しても、特別な事由がない限りは、補填は行わない。

キ 自主事業に係る経費

指定管理者が市の承認を得て実施する自主事業に係る経費は、原則として指定管理者の自己負担で実施し、指定管理料の中から支出することはできないものとする。

また、自主事業の実施に必要な費用は、指定管理者が施設等を利用する際に支払わなければならない料金、市に支払う行政財産（目的外）使用料等も含まれる。また、自主事業を実施する場合の施設の使用に係る利用料金については、自主事業から得られる収入及び指定管理者の負担により支払うものとする。

ク 指定管理料スライド制度について

本市は、指定管理者制度における指定管理料スライド制度（賃金水準や物価水準を図る指標に一定以上の変動が見受けられた場合に、指定管理料の増減を行う制度）の導入を検討しており、導入が決定した場合は、本件においても適用するものとする。

5. 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで3年間とする。

6. その他の条件

ア 指定管理者は、管理業務を開始する日までに、前期指定管理者から遅滞なく市担当者立会のもと、すべて業務引継を受けなければならない。

イ 市は、公園の施設等を、災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用することができる。指定管理者はこれに協力すること。

7. 応募資格

（1）応募資格

ア 次の要件を満たす法人その他の団体または共同企業体（以下、「法人等」という。）であること。（個人の応募は不可。）

① 吉野川市内に主たる事務所（本店）を置いている法人等であること。ただし、共同企業体については、すべての構成団体が吉野川市内に主たる事務所（本店）を有していること。

② 施設の管理業務を安定的かつ円滑に行える法人等であること。

③ 緊急時に、応援体制を含め迅速な対応が確実に果たせる法人等であること。

イ 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。

① 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者

② 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による更生または再生手続きが終了していない者

③ 市又はその他の地方公共団体から、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがある者

④ 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者

⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

⑥ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者

⑦ 代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である者

⑧ 市から指名停止処分を受けている者

⑨ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する者

⑩ 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は拘禁刑以上の刑に処されている者

⑪ 労働基準監督署から是正勧告を受けていない者（仮にを受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。）

- ⑫ 財務状況に著しい悪化が生じており、指定期間中の管理運営が困難となるおそれがある者
- ※ 共同企業体による応募については、共同企業体の名称を設定し、代表となる法人（団体）を定めること。
- ※ 共同企業体の構成法人（団体）は、単独の法人（団体）又は他の共同企業体として当該管理業務に応募することができない。

8. 応募の方法

指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出すること。

(1) 応募書類の受付期間

令和8年9月28日(月)から10月19日(月)まで

午前9時～午後12時と午後1時～午後5時(ただし、土日・祝日は除く。)

(2) 応募書類の提出方法等

ア 応募書類の提出先は、吉野川市監理課とする。

イ 応募書類の提出方法は、持参のみとする。

(3) 応募書類

応募書類は、次のとおりとする。

ア 指定申請書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 収支計画書(様式第3号)

エ 指定管理料見積書(様式第4号)

オ 申立書(様式第5号)

カ 定款又は寄附行為の写し(最新のもの、法人以外の団体についてはこれに類するもの(団体の規約など))

キ 登記事項全部証明書(申込前3ヶ月以内に発行されたもの。法人以外の団体については不要)

ク 直近3カ年事業年度(設立3ヶ年未満の法人等についてはこの限りでない)の貸借対照表、損益計算書及び財産目録(法人以外の団体については、市長が必要と認めるもの)

ケ 納税証明書

a 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)【所轄税務署で発行】

b 事業所、県民税の納税証明書(すべてに未納がないことの証明)

※徳島県県税局各支所・出張所で発行

※市税の納付状況の調査について、法人が吉野川市に納付義務がある場合は、吉野川市が提案者の市税の納付状況を調査するため、「同意書」を提出すること。

※新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては提出を要しないものとする。

コ その他関係書類

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本7部(そのうち1部は製本しないもの)を提出すること。副本は、正本を複写して作成して差し支えない。

(5) 応募説明会の開催

公園の施設等の概要、管理業務の内容等の説明を行うため、次により応募説明会を開催する。

ア 日 時 令和8年10月13日(火) 午後1時30分から

イ 集合場所 吉野川市役所 東館2階 事務協議室21

ウ 申込方法 令和8年10月2日(金)から令和8年10月9日(金)までに、吉野川市建設部監理課管理係に「指定管理者応募説明会参加申込書」を提出すること。その際、法人等の名称、代表者及び参加希望者名を明示すること。

(6) 応募に当たっての留意事項

ア 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。

- イ 応募書類及び追加資料は、返却しない。
- ウ 応募書類及び追加資料は、公開条例に基づき、公開することがある。
- エ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差替えは、認めない。
- オ 応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とする。
- カ 市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。
- キ 応募書類提出後、辞退する場合は市が指定する「辞退届」を提出すること。

9. 指定管理者の候補者の選定

(1) 委員会の設置

指定管理候補者の選定については、手続条例及び同条例施行規則に基づき開催される「吉野川市建設部公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、応募書類等の審査を行う。

(2) 選定基準

指定管理者の候補者の選定は、手続条例及び同条例施行規則に基づき、事業計画書等応募書類の内容によりプレゼンテーション及びヒアリングを行い、評価基準に照らし、総合的に行う。

(3) 指定管理者の選定

市では、選定委員会での結果をもとに、指定管理者の候補者及び次点候補者となる団体の選定を行う。

候補者は、市との協議が整った後、議会の議決を経て指定管理者として正式に指定されることとなる。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、市は、次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者としてすることができるものとする。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募団体に対して速やかに郵送にて通知するとともに、市ホームページへの掲載等により公表する。

10. 協定の締結

議会の議決を経て指定管理者として指定された場合、市と指定管理者の協議により、本施設の管理運営に関して協定を締結する。なお、協定は指定期間中の包括的な事項を定めた「基本協定」と各年度の実施事項を定めた「年度協定」を締結する。

(1) 基本協定

- ア 業務範囲に関する事項
- イ 指定管理料に関する事項
- ウ 協定期間に関する事項
- エ 個人情報保護に関する事項
- オ 情報公開に関する事項
- カ 事業報告に関する事項
- キ 管理業務の調査に関する事項
- ク 財産管理に関する事項
- ケ 指定の取消に関する事項
- コ 危険負担に関する事項
- サ 原状回復義務に関する事項
- シ 権利譲渡の禁止に関する事項
- ス 指定期間満了後の引継ぎに関する事項
- セ その他市が必要と認める指定管理業務に関する事項

(2) 年度協定

- ア 管理業務の内容に関する事項
- イ 指定管理料の額及び支払い時期に関する事項
- ウ その他市が必要と認める指定管理業務に関する事項

1 1. 別添書類の一覧

- (1) 指定申請書の様式
- (2) 事業計画書の様式
- (3) 収支計画書の様式
- (4) 申立書の様式
- (5) その他関係書類

1 2. 問合せ先及び応募書類の提出先

吉野川市 建設部 監理課 管理係

〒776-8611

住 所 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

電 話 0883-22-2252

F A X 0883-22-2239

E - m a i l kanri@yoshinogawa.i-tokushima.jp

13. 市と指定管理者のリスク分担

次の表に掲げる事項に係る市と指定管理者との責任の分担は、原則として同表に定めるとおりとする。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	協議
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加		○	
	著しい物価変動に伴う費用負担に関するもの			○
法令改正	指定管理者が行う施設管理運営業務に影響を及ぼす関係法令等の新設・変更による費用の負担に関するもの	○		
	上記以外で指定管理者に影響を及ぼす関係法令等の新設・変更に伴う費用の負担に関するもの		○	
税制改正	指定管理者が行う施設管理運営業務に影響を及ぼす税制の新設・変更に伴う費用の負担に関するもの	○		
	消費税率変更に伴う費用の負担に関するもの	○		
	上記以外で広く事業者全般に影響を与える税制の変更に伴う費用負担に関するもの		○	
その他制度改正	指定管理者制度に直接関係する条例、規則の改正その他の制度変更等に伴う費用負担に関するもの	○		
	上記以外の条例、規則の改正その他の制度変更等に伴う費用負担に関するもの			○
施設の管理・運営	市の帰責事由または指示による業務内容の変更に伴う費用負担に関するもの	○		
	指定管理者の帰責事由または提案による業務内容の変更に伴う費用負担に関するもの		○	
	管理・運営時の環境保全、住民対応、利用者からの苦情及び要望に関するもの		○	
	施設管理上の瑕疵又は指定管理者の帰責事由による事故により利用者に損害を与えるもの		○	
樹木の管理	市の指示による除草・剪定等に係る費用負担に関するもの	○		
	指定管理者の帰責事由による除草・剪定等に係る費用負担に関するもの		○	
	樹木管理に係る利用者からの苦情及び要望に関するもの		○	
施設・設備の損傷	指定管理者の帰責事由による修繕または10万円以下の修繕		○	
	10万円を超える修繕	○		
	上記以外の修繕に関するもの			○
貸与備品の損傷	指定管理者の帰責事由によるものまたは10万円以下のもの		○	
	10万円を超えるもの	○		
	上記以外のもの			○
不可抗力	暴動、天災等による施設・設備の復旧費用に関するもの	○		
	暴動、天災等による管理運営の変更・中断等に伴う費用負担に関するもの			○
	全国的かつ急速に蔓延するおそれのある感染症による管理運営の変更・対策等に関するもの			○

令和 年 月 日

指定管理者指定申請書

吉野川市長 原井 敬 様

申請者	名 称 代表者氏名 住 所 電 話 番 号	印
-----	--------------------------------	---

吉野川市向麻山公園の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

※ 添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支計画書
- 3 その他市長が定める書類

様式第2号

吉野川市向麻山公園の管理業務に関する事業計画書
〔施設の管理業務に対する基本方針〕 施設の管理業務にかかる理念及び基本方針について、向麻山公園の性格・機能及び役割や利用のしやすさ等利用者側からの視点を踏まえて記入してください。
〔指定管理者の指定を申請した理由〕
〔公園等施設管理の実績〕 公園等施設管理の実績があれば記入してください。
〔施設の現状に対する認識及び今後の在り方〕

〔施設の管理業務に係る職員体制〕

1 管理体制（組織図・職員数）

2 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する考え方と取り組み

- ・ 日常的な安全管理
- ・ 事故への対応
- ・ 災害への対応

3 会計管理の考え方と取り組み

〔情報管理の考え方と取り組み〕

- ・ 個人情報等の保護
- ・ 情報公開

〔施設の運営に関する事項〕

1 自主事業計画

別紙自主事業計画書記載のとおり

2 利用者に対するサービス向上策

3 利用者の要望の把握及びその実現策

4 経費節減のための方策

5 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務

自主事業計画書（令和 年度）		
事業名	目的・内容	実施時期・回数

※指定期間３年間の各年度毎に自主事業計画書を作成してください。

様式第3号

向麻山公園の管理業務に関する収支計画書（令和 年度）

1. 収入

（単位：円）

項 目	金 額	備 考（積 算 根 拠）
指 定 管 理 料 収 入		
そ の 他 の 収 入		
合 計		

2. 支出

（単位：円）

項 目	金 額	備 考（積 算 根 拠）
賃 金		
需 用 費		
消 耗 品 費		
燃 料 費		
光 熱 水 費		
修 繕 料		
役 務 費		
手 数 料		
保 険 料		
委 託 料		
浄化槽維持管理委託料		
警 備 委 託 料		
高 木 伐 採 委 託 料		
合 計		

※指定期間3年間の各年度毎に収入、支出を各項目ごとに作成してください。

※消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入してください。

※自主事業は、自己費用により実施することになっているため、収入及び支出区分からは除いてください。

令和 年 月 日

指定管理料見積書

吉野川市長 様

見積者 所在地
法人等名称
代表者氏名
印

吉野川市向麻山公園指定管理業務に係る指定管理料を次のとおり見積します。

指定管理料見積額 (3カ年の合計額)		円
令和9年度		円
令和10年度		円
令和11年度		円

※ 消費税及び地方消費税を含む金額を記入してください。

令和 年 月 日

申 立 書

吉野川市長 原井 敬 様

住 所
申立者 団 体 名
代表者氏名

印

指定管理者の応募にあたり、次のとおり申し立てます。

記

当社(団体)は、吉野川市向麻山公園指定管理者募集要項 7 (1) イ に規定する①～⑫の事項のいずれにも該当しません。

令和 年 月 日

辞 退 届

吉野川市長 様

住 所
申請者 法 人 等 名
代表者氏名

印

吉野川市向麻山公園の指定管理者の申請を辞退します。

担当者連絡先

氏 名			
所属・職名			
電話番号		F A X	

令和 年 月 日

同 意 書

吉野川市長 様

住 所
申請者 法 人 等 名
代表者氏名

印

吉野川市に納付すべき税について滞納がない旨の調査に同意します。

法 人 等 の 概 要

法 人 等 名					
所 在 地		電 話			
代 表 者		F A X			
設立年月日		従業員数			
沿 革					
業務内容					
主な実績					
管理実績	発 注 者	施設所在地	施 設 名	管理内容	管理期間
財政状況	年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
	総 収 入				
	総 支 出				
	当期損益				
	累積損益				
連絡担当者	所 属		電話番号		
	氏 名		F A X		

令和 年 月 日

指定管理者応募説明会参加申込書

吉野川市長 様

吉野川市向麻山公園指定管理者の応募説明会への参加を希望します。

法人等名		
所在地		
代表者氏名		
参加者氏名		
連絡先	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	

グループ構成団体一覧表

★単独の場合は不要

グループの名称		
代表となる法人等	住 所	
	団 体 名	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	
他の構成団体	住 所	
	団 体 名	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	
他の構成団体	住 所	
	団 体 名	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	
他の構成団体	住 所	
	団 体 名	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	
他の構成団体	住 所	
	団 体 名	
	代表者氏名	
	電 話 番 号	